

# 令和5年度第1回さいたま市総合教育会議

## 次 第

日時 令和5年7月27日（木）

15時30分から17時00分まで

場所 さいたま市役所議会棟2階第7委員会室

### 1 開 会

### 2 市長挨拶

### 3 議 事

- (1) 令和4年度第2回総合教育会議協議事項に関する取組状況等について
- (2) 防犯のまちづくりの推進について
- (3) AEDの普及について

### 4 閉 会

#### 配布資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 席次
- ・ 資料1 令和4年度第2回総合教育会議協議事項に関する取組状況等について
- ・ 資料2 防犯のまちづくりの推進について
- ・ 資料3 AEDの普及について
- ・ 参考1 さいたま市総合教育会議運営要綱
- ・ 参考2 さいたま市総合教育会議傍聴人要領

令和5年度第1回さいたま市総合教育会議  
出席者名簿

1 構成員

| 職名    |          | 氏名    |      |
|-------|----------|-------|------|
| 市長    |          | 清水 勇人 |      |
| 教育委員会 | 教育長      | 竹居 秀子 |      |
|       | 教育長職務代理者 | 大谷 幸男 | (欠席) |
|       | 委員       | 石田 有世 |      |
|       | 委員       | 武川 行秀 |      |
|       | 委員       | 池田 一義 | (欠席) |
|       | 委員       | 伊藤 華英 |      |

2 市長部局

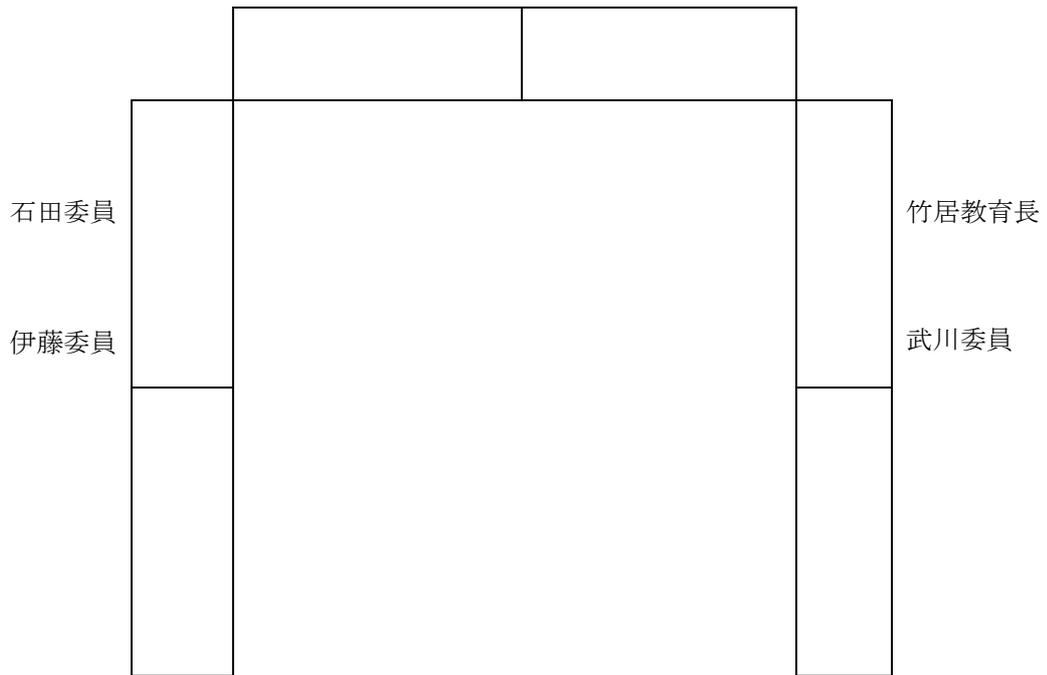
| 職名     |       |         |         | 氏名     |
|--------|-------|---------|---------|--------|
| 都市戦略本部 | 本部長   |         |         | 佐野 篤資  |
|        | 総合政策監 |         |         | 山中 浩太郎 |
| 市民局    | 局長    |         |         | 中村 幸司  |
|        | 市民生活部 | 部長      |         | 丸屋 美智代 |
|        |       | 市民生活安全課 | 参事〔兼〕課長 |        |

3 教育委員会事務局

| 職名       |       |       |         | 氏名    |
|----------|-------|-------|---------|-------|
| 教育委員会事務局 | 副教育長  |       |         | 栗原 章浩 |
|          | 管理部   | 参事    |         | 丹 能成  |
|          |       | 教育政策室 | 参事〔兼〕室長 |       |
|          | 学校教育部 | 部長    |         | 野津 吉宏 |
|          |       | 健康教育課 | 課長      |       |
|          | 生涯学習部 | 部長    |         | 辻 美由紀 |

令和5年度第1回さいたま市総合教育会議  
席次

清水市長



|       |             |      |        |        |  |
|-------|-------------|------|--------|--------|--|
| 総合政策監 | 都市戦略<br>本部長 | 副教育長 | 学校教育部長 | 生涯学習部長 |  |
|-------|-------------|------|--------|--------|--|

|  |      |        |       |  |  |
|--|------|--------|-------|--|--|
|  | 市民局長 | 市民生活部長 | 管理部参事 |  |  |
|--|------|--------|-------|--|--|

|  |  |              |        |        |  |
|--|--|--------------|--------|--------|--|
|  |  | 市民生活<br>安全課長 | 教育政策室長 | 健康教育課長 |  |
|--|--|--------------|--------|--------|--|

|                  |  |                    |                            |                  |                          |
|------------------|--|--------------------|----------------------------|------------------|--------------------------|
| 事務局<br>(都市経営戦略部) |  | 地域医療課長<br>(オブザーバー) | 幼児・放課後<br>児童課長<br>(オブザーバー) | 保育課長<br>(オブザーバー) | 保育施設<br>支援課長<br>(オブザーバー) |
|------------------|--|--------------------|----------------------------|------------------|--------------------------|

|         |  |  |  |  |  |
|---------|--|--|--|--|--|
| 傍聴席・報道席 |  |  |  |  |  |
|---------|--|--|--|--|--|

## 令和4年度 第2回総合教育会議に関する取組状況等について（R5.3.23開催）

### ◎認知症施策における連携について

キッズサポーター養成の拡充（各市立学校における認知症サポーター養成講座の開催の拡大）や、市立学校等におけるパートナー団体の登録について協議する。

○キッズサポーター養成の拡充（各市立学校における認知症サポーター養成講座の開催の拡大）

- ・令和5年4月21日、25日に開催された、小・中学校のチャレンジスクール運営会議において、チャレンジスクールでの「認知症サポーター養成講座」の積極的な開催について依頼した。
- ・令和5年6月～8月に行われる小・中・高等学校等の校長会において、教育政策室と連携しながら「認知症サポーター養成講座」の積極的な開催におけるキッズサポーターの拡充について依頼していく。

○市立学校等におけるパートナー団体の登録

- ・令和5年6月～8月に行われる小・中・高等学校等の校長会において、教育政策室と連携しながら「認知症フレンドリー団体」としての各学校の登録と地域活動との連携について依頼をしていく。
- ・公民館や図書館についても生涯学習部と連携しながら、「認知症フレンドリー団体」としての登録と地域活動との連携について調整中である。

## 令和4年度 第2回総合教育会議に関する取組状況等について（R5.3.23開催）

### ◎さいたまSDGs教育における連携について

さいたまCS・SDGsパートナーズ登録団体と市立学校の新しい協力体制の構築や、従来の連携・協力体制のさらなる強化について協議

- ・今年度のさいたまSDGs教育では、市立大宮国際中等教育学校の前期課程の生徒が、さいたまCS・SDGsパートナーズ登録団体を含む企業の協力を得て、新しいキャリア教育「さいたまエンジン」を行った。「さいたまエンジン」では、各企業のリソースを使い、さいたま市をより良くする方法について企業の方と共に探究し、ビジネスプランを提案した。
- ・都市経営戦略部と連携し、「学校への対応（出前講座の実施）が可能なCS・SDGsパートナーズ一覧（13団体）」を作成した。6月に各学校に配布し、各学校の取組に合わせて活用できるよう案内をした。
- ・さいたま市立学校の児童生徒のSDGsに関する優れた取組を表彰し、SDGsに対する関心と実践意欲をさらに高めることを目的として、「さいたまSDGsアワード」の開催を10月31日に計画している。当日の表彰や、プレゼンテーションの参観等に参加していただけるCS・SDGsパートナーズ登録団体について、都市経営戦略部と調整中である。
- ・CS・SDGsパートナーズである浦和レッズと連携し、6月～8月の浦和レッズホームゲーム時に、埼玉スタジアム2002に各学校のSDGsPRシートを展示予定である（6・7月分は実施済み）。さいたま市内5区（浦和区・緑区・南区・桜区・中央区）の小学校53校と中学校25校のPRシートが展示される。
- ・生涯学習関連施設等100館と生涯学習部3課において「SDGsPRシート」を作成し、さいたま市ホームページ上で公開する予定である。

## 令和4年度 第2回総合教育会議に関する取組状況等について（R5.3.23開催）

### ◎子どもたちの健全育成（放課後児童対策の更なる推進）

新たな一体型事業における放課後子ども教室の活動場所の確保や、17時以降の放課後児童クラブを各校に整備するためのさらなる余裕教室等の活用、現在実施しているチャレンジスクールとの効果的な連携方法について協議する。

- ・先行して取り組んでいる横浜市（4/18）や品川区（5/9）、千葉市（5/16）、川崎市（6/16）への視察を、幼児・放課後児童課、教育政策室、学校施設管理課、生涯学習振興課の関係各課が合同で行い、事業実施に係る課題を共有した。
- ・幼児・放課後児童課、教育政策室、学校施設管理課、学校施設整備課、生涯学習振興課の関係各課で、各小学校の放課後児童クラブの利用ニーズや児童数、教室レイアウト、リフレッシュ工事計画、チャレンジスクールの活動状況を踏まえ、本市における一体型事業の導入についての意見交換を行った。
- ・これらを踏まえ、今年度中に放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型モデル事業の制度設計を行い、できるだけ早期にモデル事業を開始する予定である。

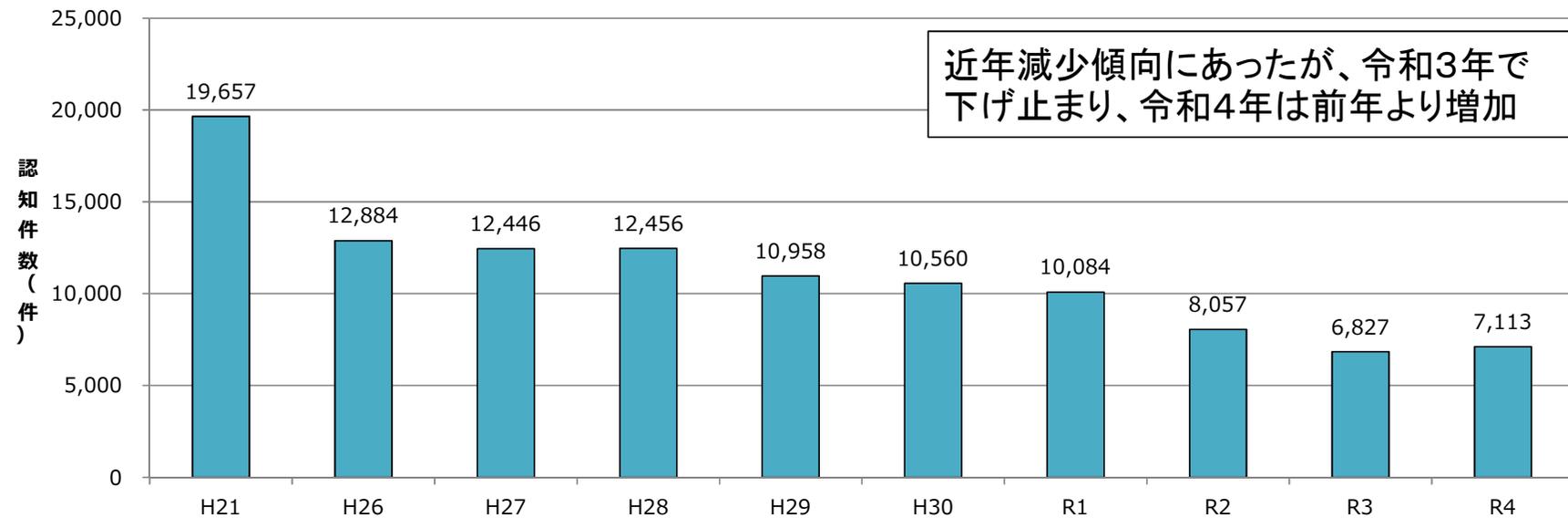
# 防犯のまちづくりの 推進について

---

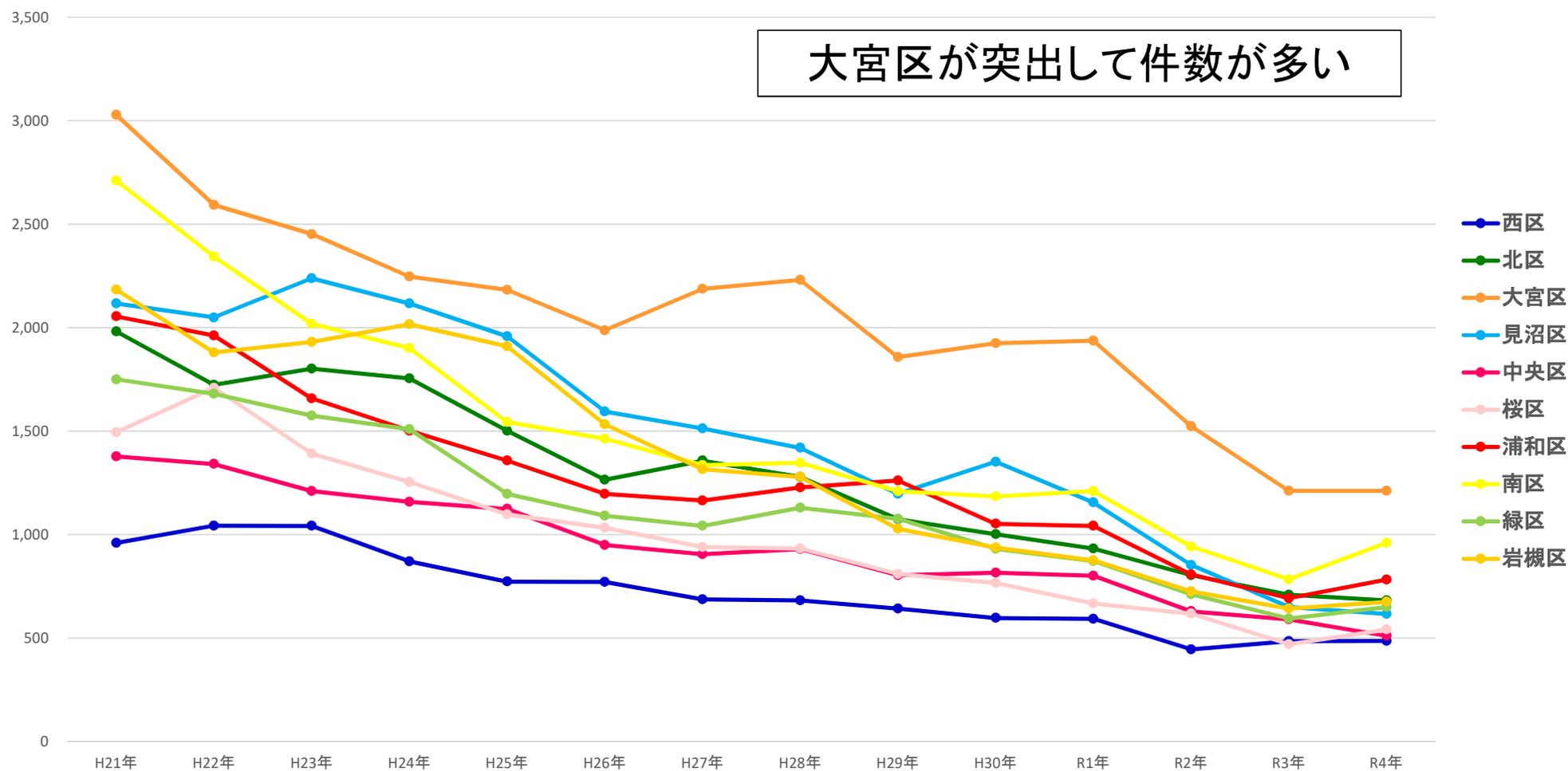
市民局市民生活部市民生活安全課

# 1 市内犯罪等の現状

## (1) 市内刑法犯認知件数の推移

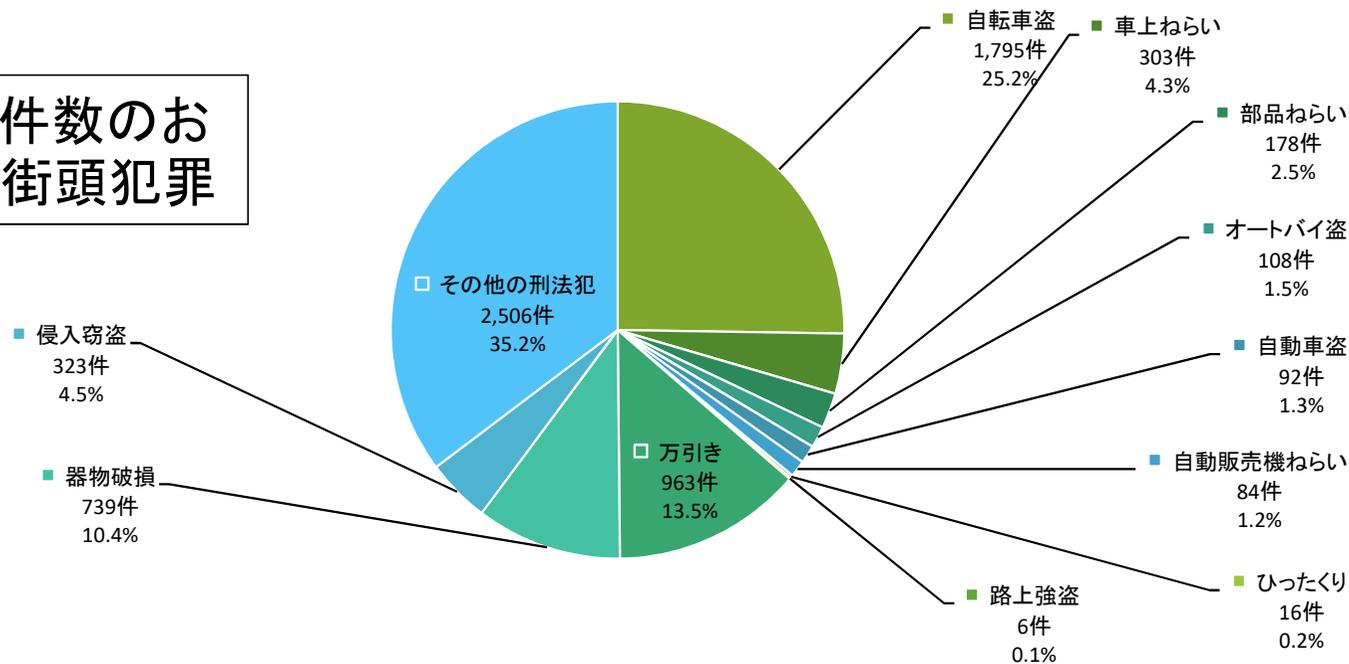


## (2) 区別刑法犯認知件数の推移



### (3) 罪種別刑法犯認知件数(令和4年)

刑法犯認知件数のおよそ36%が街頭犯罪

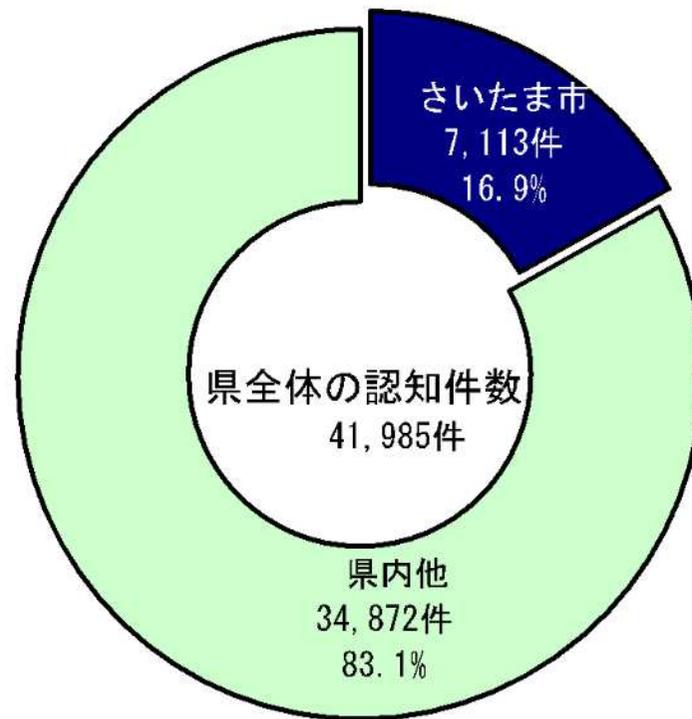


| 種別    | 街頭犯罪  |       |       |        |      |        |       |      | 万引き | 器物破損 | 侵入窃盗 | その他の刑法犯 | 刑法犯総数 |
|-------|-------|-------|-------|--------|------|--------|-------|------|-----|------|------|---------|-------|
|       | 自転車盗  | 車上ねらい | 部品ねらい | オートバイ盗 | 自動車盗 | 自販機ねらい | ひったくり | 路上強盗 |     |      |      |         |       |
| 件数(件) | 2,582 |       |       |        |      |        |       |      | 963 | 739  | 323  | 2,506   | 7,113 |
|       | 1,795 | 303   | 178   | 108    | 92   | 84     | 16    | 6    |     |      |      |         |       |

#### (4) 県内に占めるさいたま市の刑法犯認知件数の割合(令和4年)

県内犯罪のおよそ  
17%をさいたま市が  
占める

|       | 刑法犯認知件数(令和4年) |
|-------|---------------|
| さいたま市 | 7,113         |
| 川口市   | 3,815         |
| 越谷市   | 2,444         |
| 川越市   | 2,152         |
| 草加市   | 1,892         |



## 2 子どもに対する声かけ事案

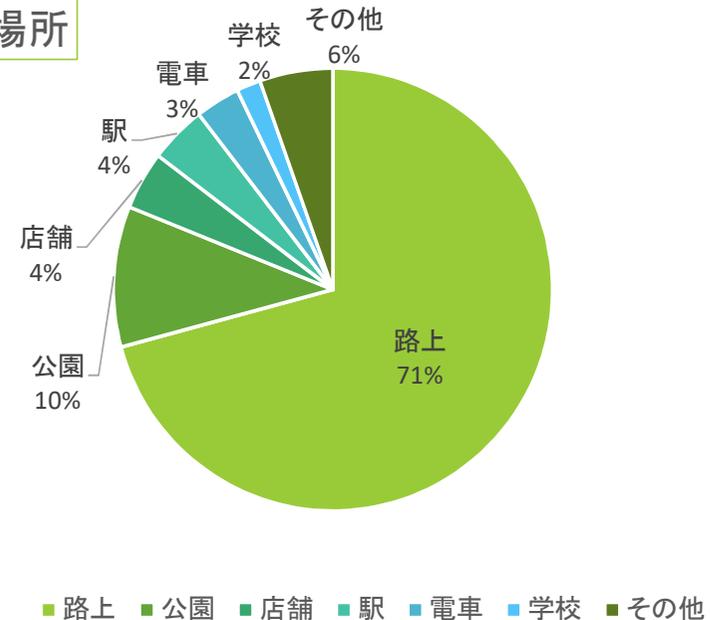
### ・声かけ事案の定義

18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声をかける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。

#### 発生認知件数

|        | 令和3年   | 令和4年   |
|--------|--------|--------|
| 埼玉県内   | 3,028件 | 2,782件 |
| さいたま市内 | 599件   | 538件   |

#### 発生場所



### 3 これまでの防犯のまちづくりの取組

---

- ・地域における防犯力の強化  
→地域防犯活動助成金 など
- ・子どもを見守る取組の強化  
→学校安全ネットワークの推進 など
- ・防犯に配慮した道路・公園等  
→地域における防犯カメラの設置支援  
→商店街における防犯カメラの設置等支援  
→駅周辺における防犯カメラの設置推進 など

地域防犯カメラ

街頭防犯カメラ

## ・地域防犯活動助成金

市内において自主的に地域防犯活動を行う団体を対象に、防犯パトロールに要する資機材や、防犯意識の普及啓発事業、青色防犯パトロールの導入経費等を助成する制度。

| 助成対象事業         | 対象経費                                    |
|----------------|---|
| 自主防犯活動事業       | 防犯ベストなど防犯パトロールに要する資機材、防犯意識の普及又は啓発等に伴う経費 |
| 青色防犯パトロール車導入事業 | 青色回転灯、啓発放送を行うためのアンプ、マイク、スピーカー等の購入経費等    |
| 青色防犯パトロール実施事業  | 青色防犯パトロールの資機材の交換及び修繕、自動車保険料、燃料費、駐車場賃借料等 |



防犯団体によるパトロール



青色防犯パトロール車

# ・学校安全ネットワークの推進(教育委員会)



防犯ボランティア



子ども安全協定



「ながら見守り」ボランティア



子どもひなん所110番の家

## ●地域防犯カメラ

### ・地域防犯カメラとは

自治会が地域における犯罪の防止を目的として、公道等の公共空間における不特定多数の人の動きを撮影するため、特定の場所に常設するカメラのこと。

### ・設置助成制度の目的

地域防犯カメラの設置に要する費用の一部を助成することで、地域が自主的に当該地域における犯罪を防止するために行う活動を支援し、犯罪のない安心で安全なまちづくりを図る。

年度別設置状況

| 年度     | 設置台数 | 自治会数 |
|--------|------|------|
| 平成29年度 | 9台   | 9団体  |
| 平成30年度 | 7台   | 7団体  |
| 令和元年度  | 10台  | 7団体  |
| 令和2年度  | 14台  | 7団体  |
| 令和3年度  | 30台  | 9団体  |
| 令和4年度  | 35台  | 11団体 |
| 合計     | 105台 | 50団体 |

## ・区別設置状況

| 区名 | 西  | 北 | 大宮 | 見沼 | 中央 | 桜 | 浦和 | 南 | 緑 | 岩槻 | 合計  |
|----|----|---|----|----|----|---|----|---|---|----|-----|
| 台数 | 11 | 5 | 10 | 28 | 3  | 3 | 30 | 3 | 6 | 6  | 105 |

### 設置に当たっての課題

- ・プライバシーの問題などで地域住民の同意が得られない場合がある
- ・運用規程の策定等、設置助成金申請手続きにおける煩雑なイメージがある
- ・設置後の維持管理費用は自治会負担となるため、継続運用に不安がある
- ・制度の趣旨に沿った設置場所が設定できない場合がある

### 【参考】市内公園における自動販売機併設型防犯カメラ

79公園95台(令和5年5月現在)

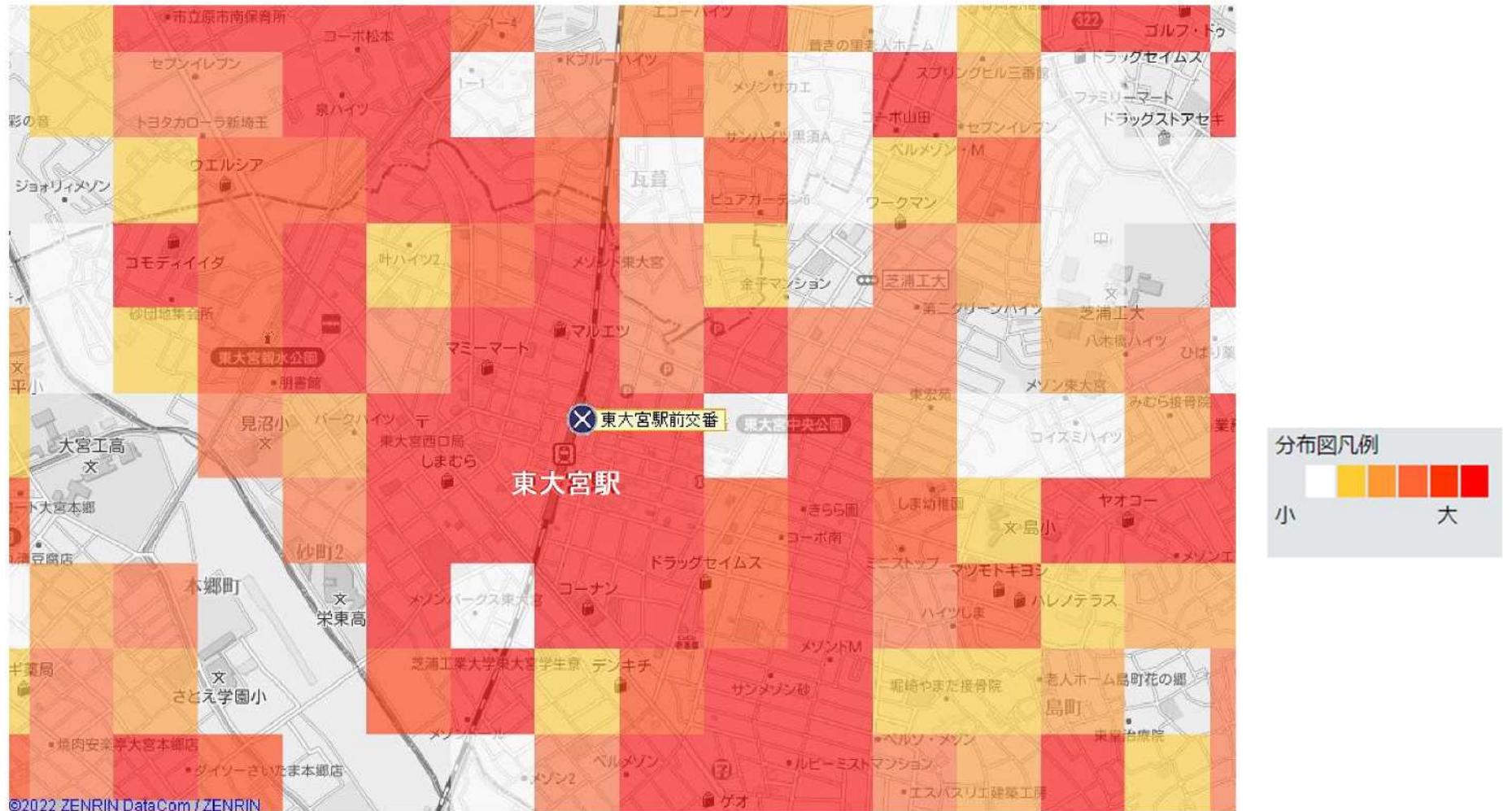
- ・防犯上の観点や地域の要望などを踏まえながら、設置主体の指定管理者とさらなる設置について協議を行う。

## 4 防犯のまちづくりにおける課題

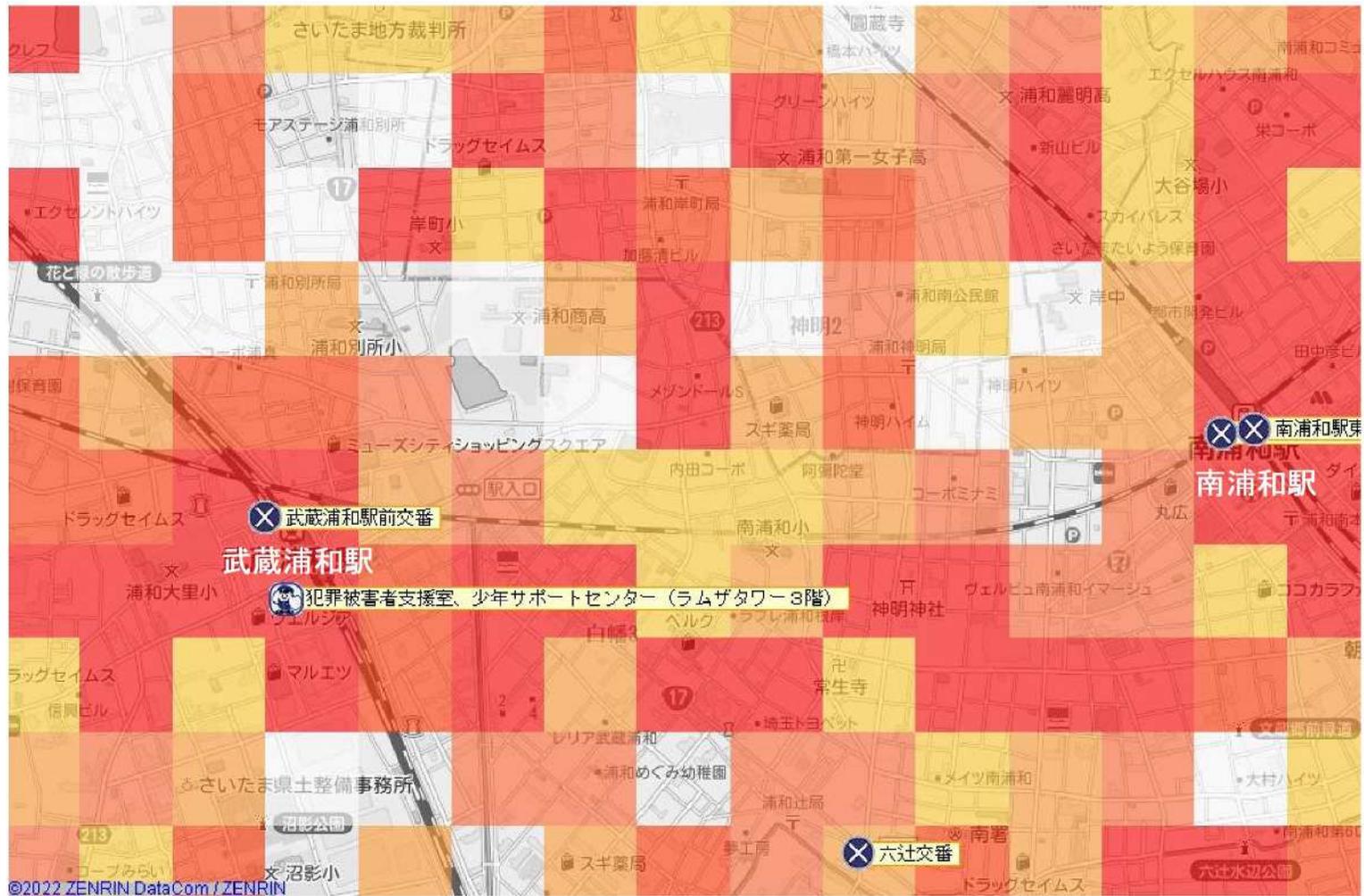
---

- ・令和4年は、刑法犯認知件数が増加に転じた
- ・各鉄道駅周辺区域は、市内において刑法犯認知件数が多い場所である
- ・警察庁の調査研究においても、鉄道駅周辺区域は、犯罪や犯罪前兆事案である「つきまとい」などの発生が多く、被害リスクが高い場所に分類されている  
(令和元年9月 警察庁子ども・女性に対する犯罪等を防止するための対策に関する調査研究会調査報告書)
- ・子どもの声かけ事案等増加の懸念

## ・市内鉄道駅周辺区域の犯罪発生状況【東大宮駅周辺】

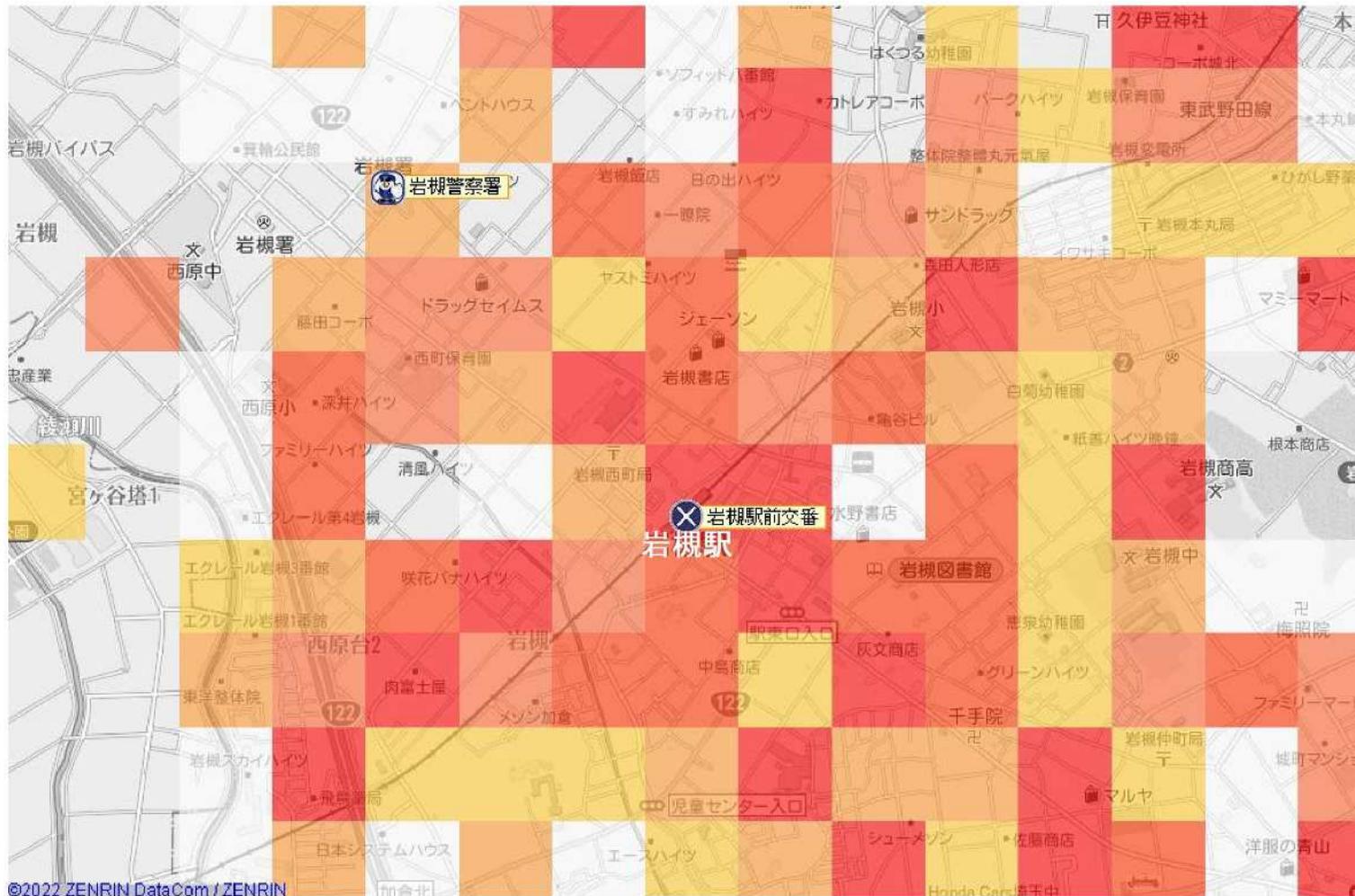


# 市内鉄道駅周辺区域の犯罪発生状況【南浦和駅及び武蔵浦和駅周辺】



©2022 ZENRIN DataCom / ZENRIN

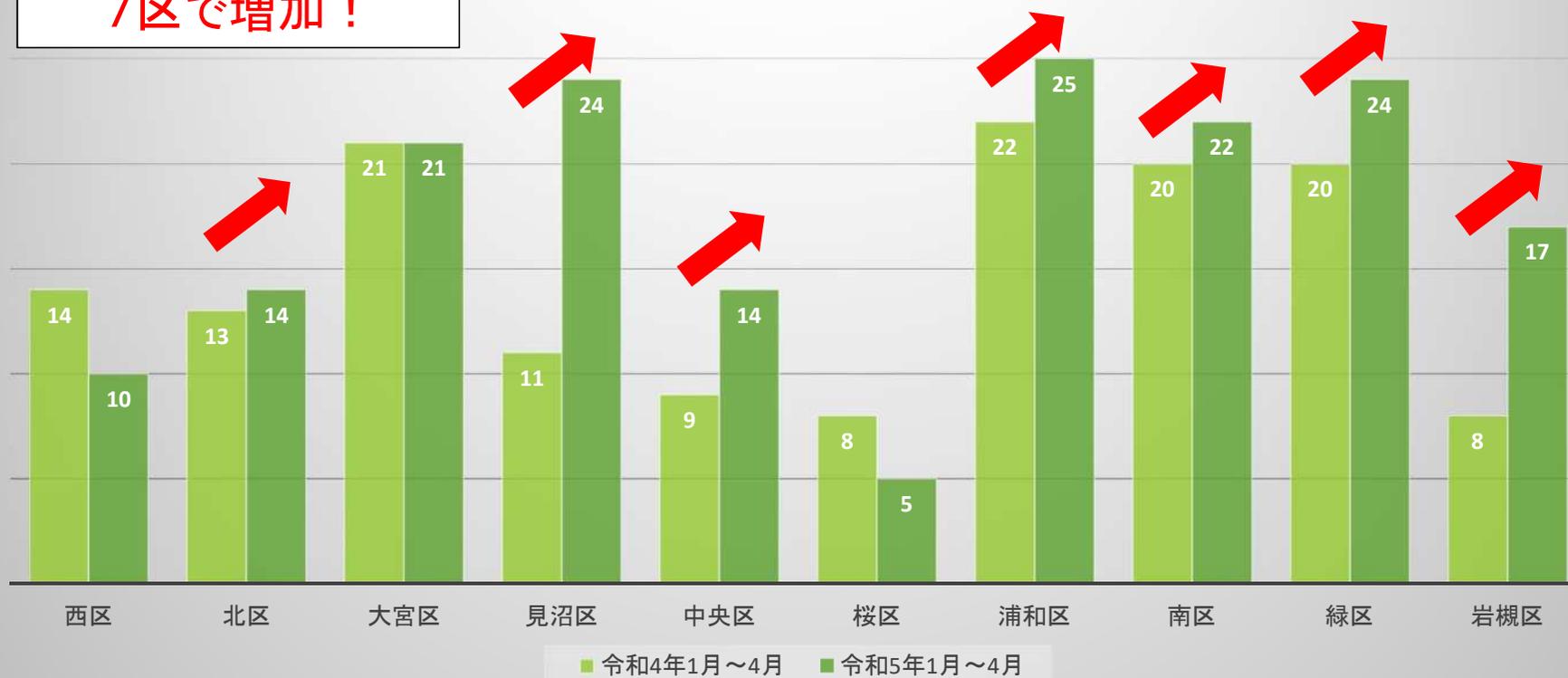
## ・市内鉄道駅周辺区域の犯罪発生状況【岩槻駅周辺】



- ・子どもに対する声かけ事案は昨年同時期に比べ増加傾向

令和5年1月から4月までの声掛け事案発生認知件数(昨年比)

7区で増加！



# 5 対応策

---

## ●防犯カメラの活用

令和4年度にインターネット市民意識調査を実施

調査地域:さいたま市

調査対象:さいたま市在住の18歳～69歳の男女1,000人

【質問】 公共の場所に防犯カメラが設置されることについてどう思うか。

【回答】 「できるだけ多くの場所に設置してほしい」 → 54.3%

「犯罪を防止するのに効果的な場所だけに設置してほしい」 → 38.2%

「設置してほしいとは思わない」 → 2.6%

「わからない」 → 4.9%

} 92.5%

・街頭防犯カメラの警察等への映像提供状況

| 年度     | 大宮駅西口 | 浦和駅東口 |
|--------|-------|-------|
| 平成30年度 | 8件    | —     |
| 令和元年度  | 6件    | —     |
| 令和2年度  | 4件    | 5件    |
| 令和3年度  | 9件    | 4件    |
| 令和4年度  | 14件   | 6件    |
| 計      | 41件   | 15件   |

## ・他自治体の導入事例

### (1) 神戸市

目的: 主に子どもや女性に対する犯罪防止

設置台数: 約2,000台

設置時期: 令和3年度・令和4年度の2か年

設置場所: 通学路や主要駅周辺など

### (2) 川崎市

目的: 犯罪抑止と治安イメージの向上

設置台数: 100台

設置時期: 令和4年度

設置場所: 川崎駅周辺(東口70台、西口30台)

(参考: 神戸市)



## ・防犯カメラのメリット・デメリット

### (1) メリット

犯罪抑止とともに、治安面で街のイメージアップを図ることができる

犯罪捜査や行方不明者の捜索に活用できる

### (2) デメリット

プライバシーを侵害するおそれがある

#### 【デメリットへの対応】

→ プライバシーを侵害しないよう、防犯カメラのそばに「防犯カメラ作動中」と表示

→ 画角は、主に公道へ向ける

→ 運用基準を定め、操作できる担当者を限定するなど厳格に運用

→ 常に映像を監視するのではなく、災害時や警察からの要求があった場合に限り、セキュリティの高いネットワークを利用し市役所にある専用パソコンで閲覧

→ 取得した情報に関し、目的を逸脱した利用をしないことなどを定める

→ 警察への映像提供は必ず公文書でやり取りし、捜査に必要な情報のみ提供

## 6 防犯カメラ設置の今後の方向性

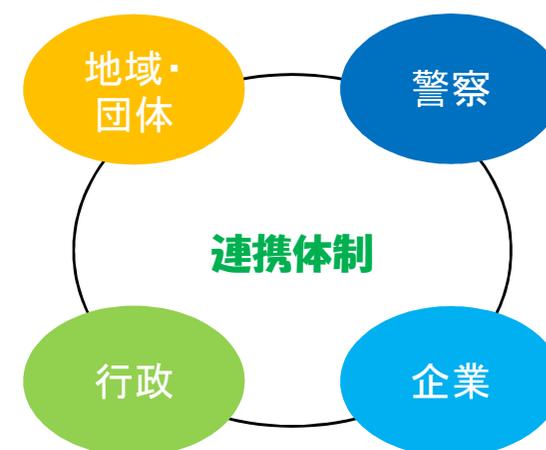
---

### ●現在、大宮駅及び浦和駅前広場に設置している「街頭防犯カメラ」を、市内全駅に拡大

- ・市内全駅の周辺区域に設置するため、他都市の導入事例などを調査し、設置・運用の方法を検討
- ・乗降客数や街頭犯罪の発生状況を考慮して駅を選定し、順次設置を進める
- ・埼玉県警察から、地域における犯罪発生状況などのデータや助言を受けながら設置場所を選定し、効果的に配置する
- ・駅前広場周辺を通る通学路等に特に配慮しながら、複数年かけて進め、犯罪被害に遭いやすい子どもを狙った犯罪に対する抑止力を強化していく

## ●地域の皆様との協働による防犯のまちづくり

- ・各地域における「自主防犯活動」が防犯の大きな力となっており、「地域防犯カメラ」は防犯力向上の一助として補完の役割を担っている。
- ・「地域防犯カメラ」の設置にあたり、学校周辺や通学路も含めた効果的な場所を自治会が選定できるよう、警察との連携やデータ活用を進めていく。
- ・データに基づいたより効率的な「自主防犯活動」が行えるよう、地域と連携して取り組んでいく。



「街頭防犯カメラ」と「地域防犯カメラ」双方の効率的な設置・運用を図るとともに、日ごろの地域の皆様による「自主防犯活動」を支援し、地域・警察・企業・行政が一体となり、犯罪が起こりにくいまちづくりをさらに推進する。

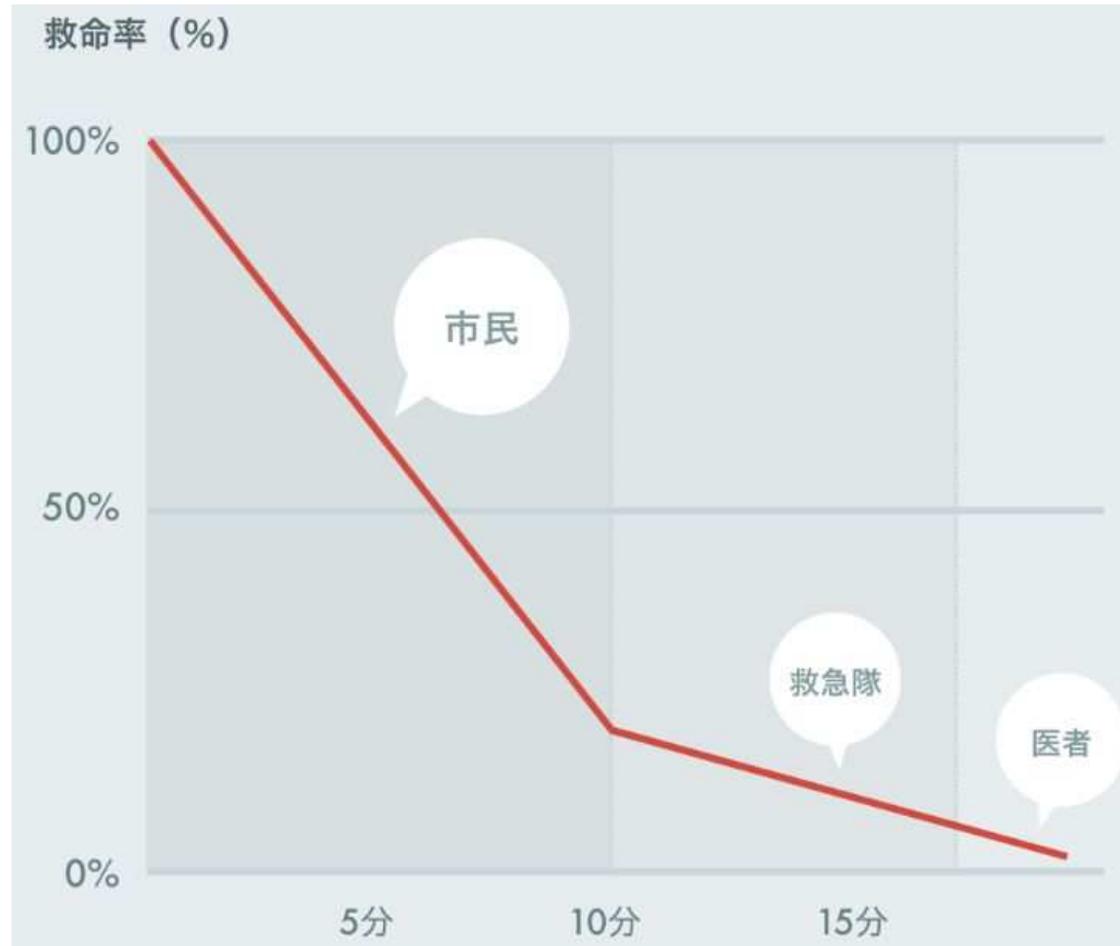
# A E Dの普及について ～ASUKAモデルの普及～



ASUKAモデルテキスト

## ■ 心臓突然死の現状

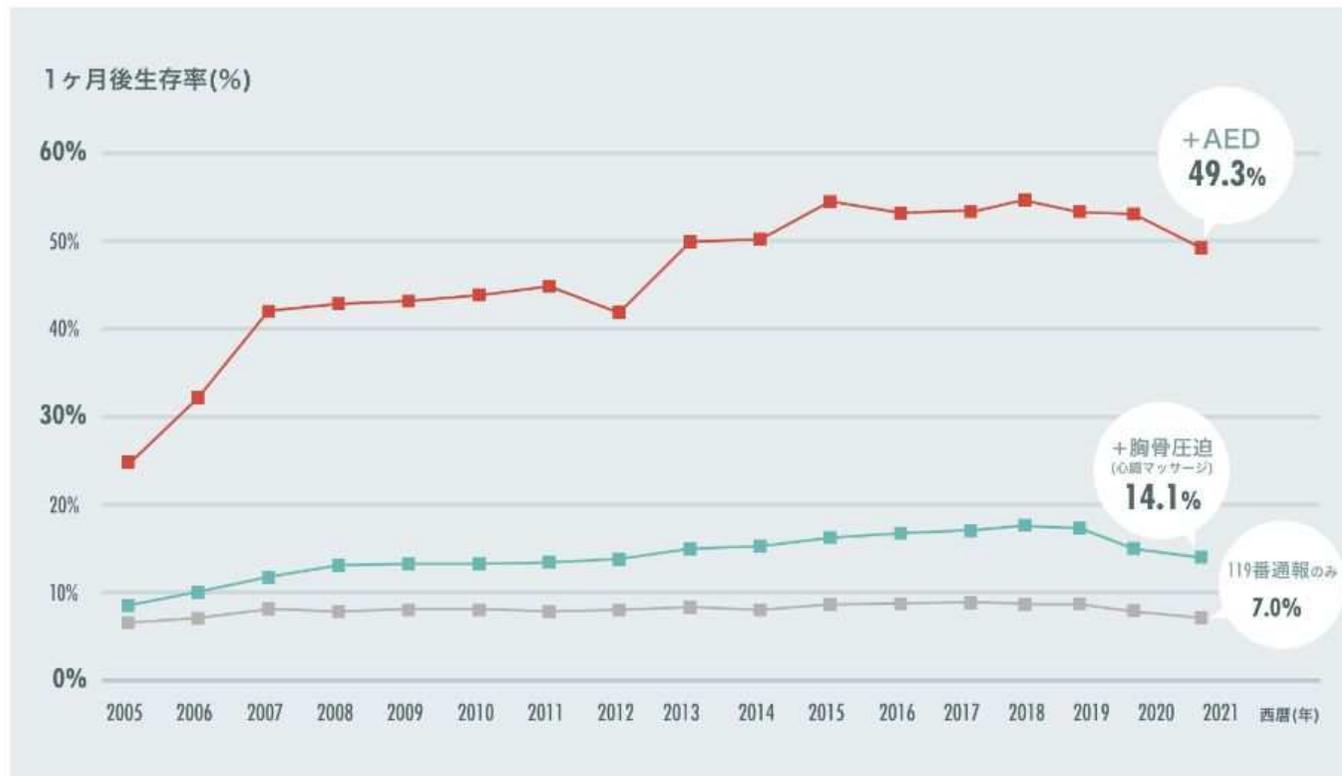
心臓が原因で突然心停止となる人は、1年間で約7.9万人



(日本AED財団HP)

## ■ 心臓突然死の現状

胸骨圧迫をするのとしないので救命率は約2倍違う。  
AEDを用いて電気ショックが行われれば、約6倍の人の命が救える。

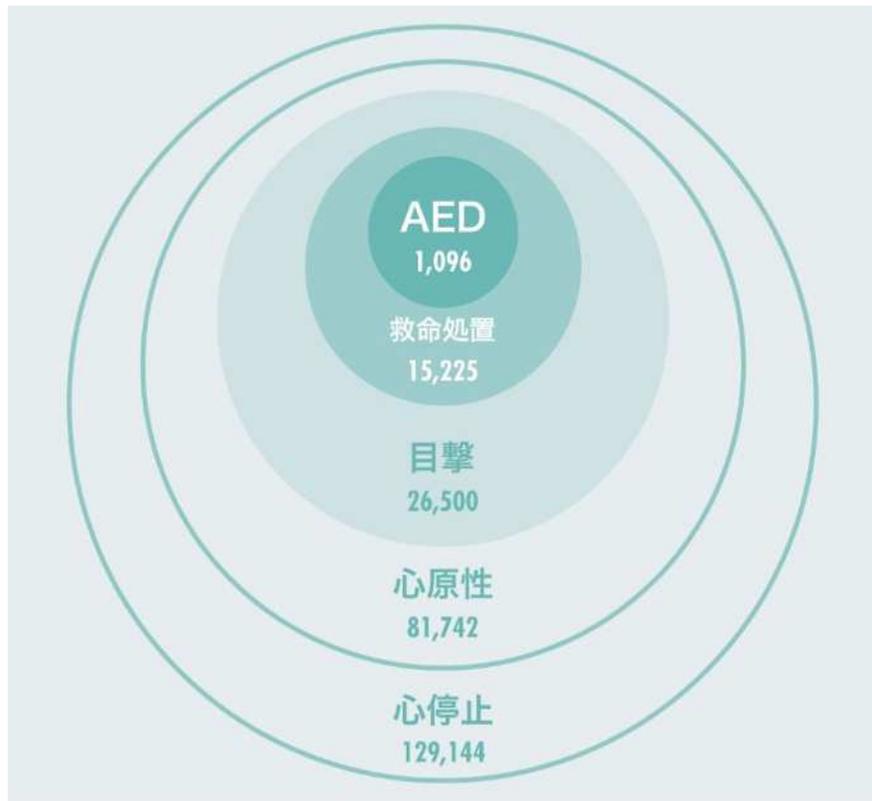


総務省消防庁：令和4年版救急・救助の現況

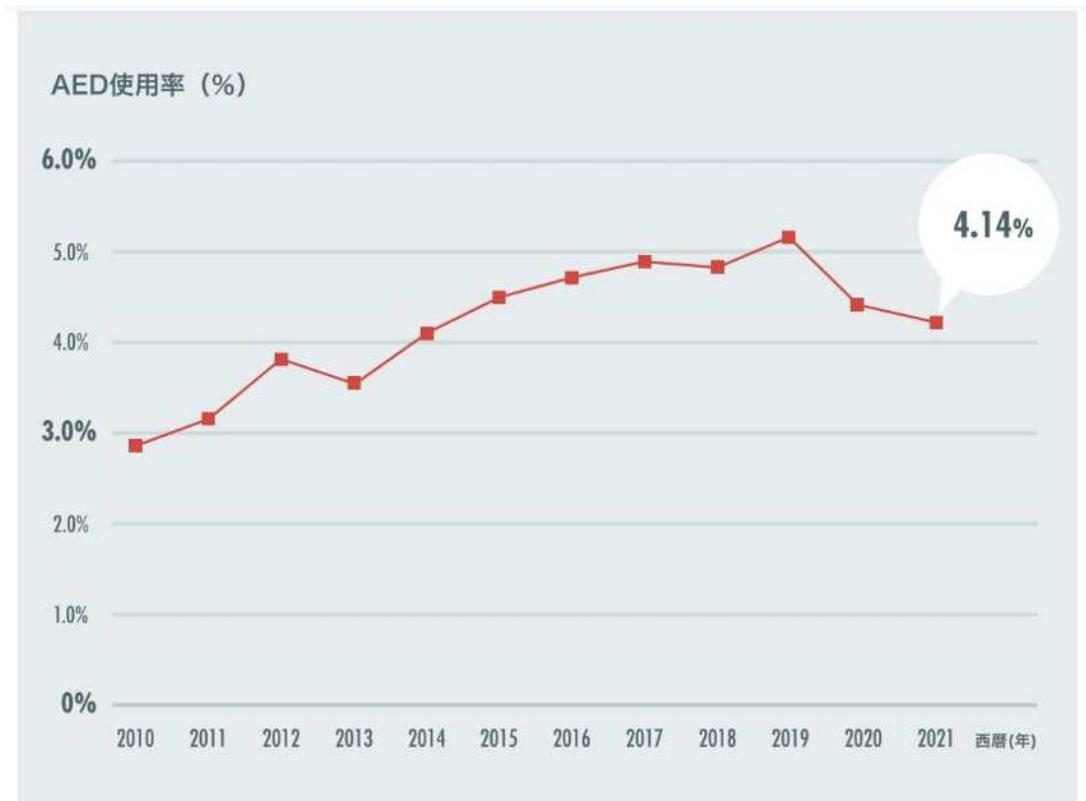
(日本AED財団HP)

## ■ 心臓突然死の現状

心停止後のAED使用率はたった4.1%



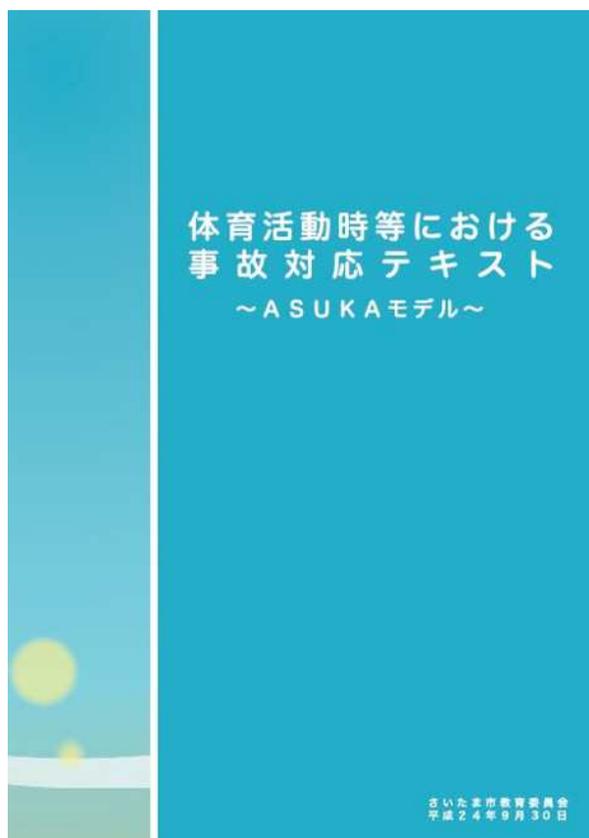
総務省消防庁：令和4年版救急・救助の現況



総務省消防庁：令和4年版救急・救助の現況

(日本AED財団HP)

## ■ 【ソフト面】 「ASUKAモデル」 について



ASUKAモデルテキスト

### ASUKAモデルの構成

#### I 日常における重大事故の未然防止

- (1) 教職員等の危機管理に関する意識や資質の向上
- (2) 危機管理体制の整備
- (3) 自己の健康管理に関する指導

#### II 体育活動時等における重大事故の未然防止

- (1) 指導開始前のブリーフィング
- (2) 指導終了後のブリーフィング

#### III 重大事故発生時における対応

- (1) 第一発見者としての対応
- (2) 応援者としての対応

#### IV 事故発生後の対応

■ 【ソフト面】 「ASUKAモデル」 について

# ASUKAモデルの特徴

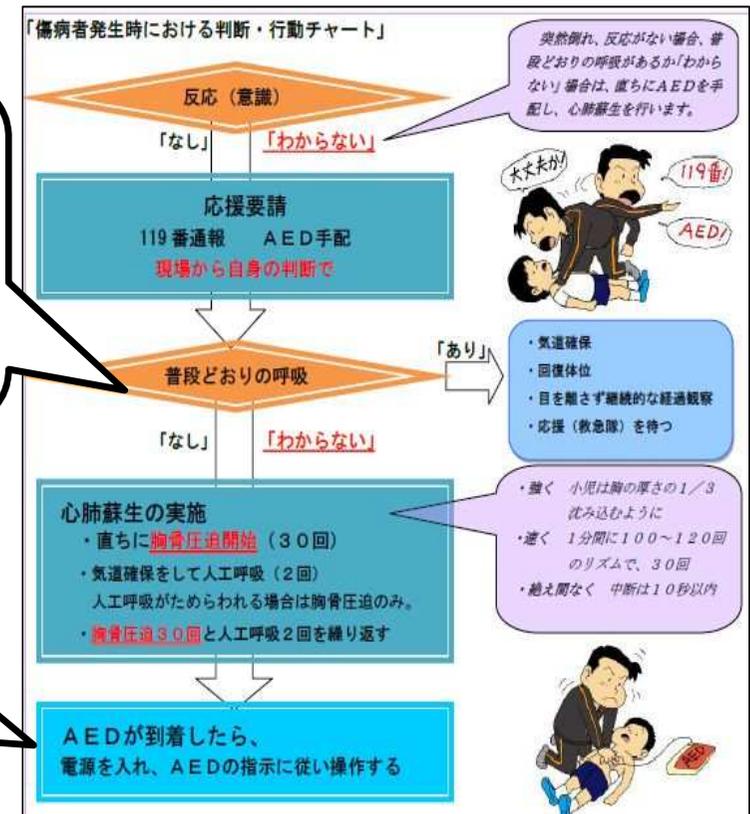
## 「傷病者発生時における判断・行動チャート」

### 「わからない」

反応や普段どおりの呼吸の有無の判断に迷った時、「わからない」は「なし」ととらえて、次の行動に進むことが明記されている。

### 「AEDの使用」

AEDの使用を位置づけることで、迷わず使用できるようにした。



## ■【ソフト面】「明日（あす）も進むいのちの日」の制定

### 毎年9月30日を「明日（あす）も進むいのちの日」と制定

全市立学校において、

AEDの一斉点検及び児童生徒へAEDの設置場所等

の確認を行います

【期 日】 9月30日(土)

【実施期間】 9月30日の前後1週間

【実施事項】 ア AEDの一斉点検

イ 児童生徒へAEDの設置場所等の確認

実施場面例：朝の会、帰りの会、学年／全校集会 等

指導方法例：AED設置場所を見せ、説明する。

校舎内見取図等を使用し、説明する。

AEDの動画を視聴し、説明する。



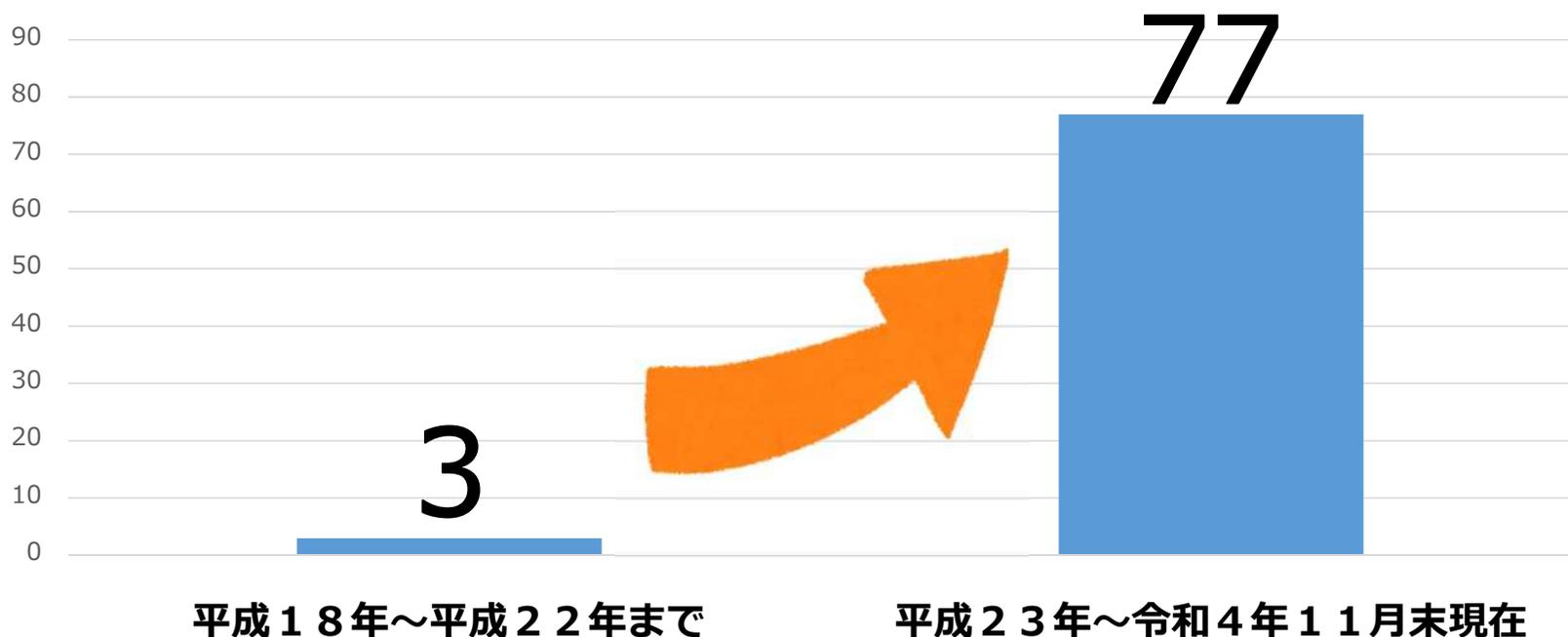
令和4年10月15日 毎日新聞

## ■【ソフト面】ASUKAモデルの成果 「AEDの使用件数の増加」

**AEDの使用を含む救命活動が増加しました**

**危機管理意識・危機管理能力の向上**

**AEDの使用件数（パッド装着件数の増加）**



## ■ 【ソフト面】 A S U K Aモデルの成果 「A S U K Aモデルによる救命事例」

### A S U K Aモデルを活用して、救命活動を行っています

【教育委員会事務局職員と市立学校の教職員とで救命した事例】  
さいたま市立教育研究所近くの路上で、運転中に意識を失った市民の方を、出勤途中のさいたま市立学校の教職員とさいたま市教育委員会事務局職員と市民の3名で研究所のA E Dを使用して救命



【消防署長から表彰】

## ■【ハード面】さいたま市のAEDの設置状況

### AED等の整備方針 (平成18年7月さいたま市AED等整備検討会策定)

#### 市立学校

全市立学校168校に1台ずつ設置

(設置場所：職員玄関、保健室付近、体育館 等)

(令和5年6月時点)

#### 社会教育施設（教育委員会所管）

98台設置

(設置場所：公民館、図書館、資料館 等)

#### 公共施設

413台設置

(設置場所：区役所、公園、保育園、児童クラブ 等)

#### 校外行事等におけるAED貸出し

令和4年度：118台（健康教育課所管 貸出し用AED25台） 10



## ■ 【ハード面】さいたま市立学校のAED

### AED設置場所の表示

AEDの設置場所が屋外から分かる場所に表示



【AED設置場所の誘導表示】



【玄関にAED設置】



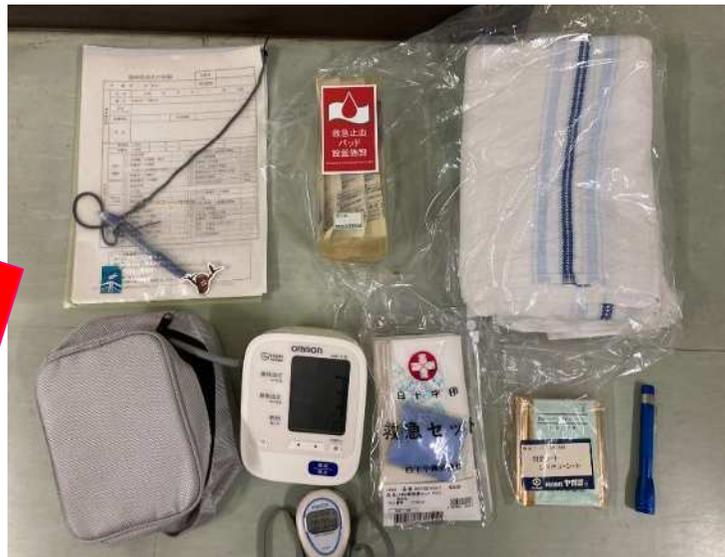
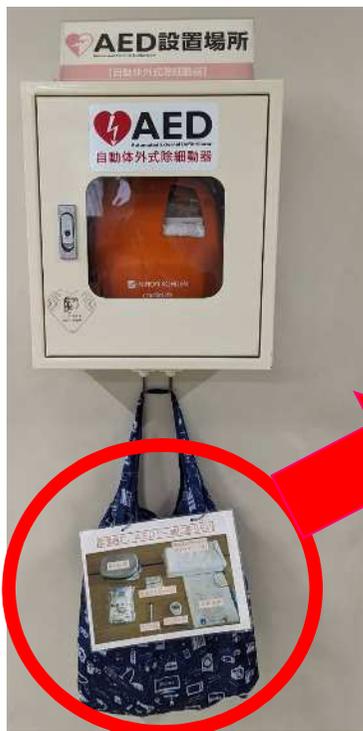
【2階エレベーター左にAED設置】

## ■ 【ハード面】さいたま市立学校のAED

### 重大事故発生時携行機材等のパッケージ化

最も重要な機材等を事前にパッケージ化し、迅速に対応

- ・保温用毛布 ・遮蔽物（テント等） ・電子血圧計 ・担架 ・ペンライト
- ・ストップウォッチ ・対応状況を記録する用紙



遮蔽物

## ■市長部局との連携

### 突然の心停止を防ぐために

現状：「ASUKAモデル」は、主に教育委員会所管施設での普及

→子どもたちの命を預かっているのは学校だけではない

- ・市長部局所管の市有施設
- ・民間の子ども関連施設 など

《例》



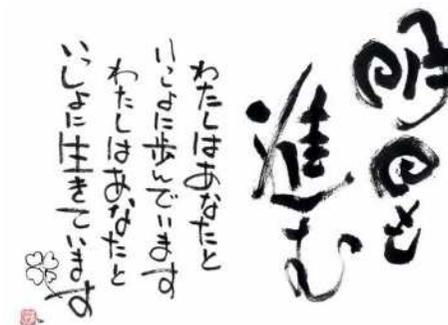
## ■市長部局との連携

# 「ASUKAモデル」の普及

(情報提供 (訓練の流れ)、研修用テキスト・DVDの貸出等)



AEDを使える方、救助に協力いただける方を増やすことにつながる。



## さいたま市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、さいたま市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会議の招集は、市長があらかじめ会議の日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(会議の主宰)

第3条 会議は、市長が主宰する。

(構成員等以外の出席者)

第4条 法第1条の4第2項に規定する構成員及び同条第5項に規定する関係者又は学識経験を有する者のほか、市長が必要と認めた市職員は、会議に出席することができる。

(傍聴)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、市長の許可を得て、会議を傍聴することができる。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開としたときは、この限りでない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とした部分にあっては、公表しないことができる。

(議事録の記載事項)

第7条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 会議に出席した者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の概要
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(庶務)

第8条 会議の庶務は、都市戦略本部において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。

## さいたま市総合教育会議傍聴人要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 市長は、会議の開催場所等の状況により必要があると認めるときは、傍聴を認める定員の数を制限することができる。その場合において、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

(報道関係者の傍聴に係る手続等)

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、市長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(退場)

第6条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年6月4日から施行する。

受付番号\_\_\_\_\_

# 傍聴券

さいたま市総合教育会議（平成 年 月 日開催分）

さいたま市長

- 注1 この傍聴券は、本日の傍聴に限り有効です。  
2 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。  
3 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

-----  
【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。